

歩きタバコ等の防止に関する条例にご意見を募集！

市では「歩きタバコ等の防止に関する条例」を策定します。そこで、この条例の策定にあたり、パブリックコメント制度の手続きの流れに基づいて、市民皆さんのご意見を募集します。

検討の背景

平成15年5月1日に施行された「健康増進法」で、受動喫煙防止の努力義務が課せられ、多くの人が利用する建物内での受動喫煙の防止措置が定められ、禁煙や分煙への取り組みが進められています。しかし、公共の道路などでの歩きタバコは定めがないため、禁煙マナーやモラルの向上の必要性が叫ばれています。

喫煙マナーを守るために

喫煙者に対して、マナーを守って喫煙していただくように規定する条例です。

条例の主な特徴

歩きタバコなどの「危険性」を考え、市内全域の公共の場所では歩きタバコをしない努力義務をもつける。ただし、立ち止ま

り、周囲に配慮して、携帯灰皿を使用した喫煙は可能とする
人の往来が多い場所などで、周囲の人に対する人体などへの被害防止のために、路上喫煙禁止地区を設ける
過料などの罰則規定は設けない
詳しくは、閲覧場所に用意してある条例案をご覧ください

「ご意見をお待ちします」

条例案の閲覧と意見募集の期間
6月11日～6月28日
条例案の閲覧場所
生活環境課 行政資料室 市役所2階（地区センター、出張所、公式ホームページ）

意見の提出方法

記入事項 住所、氏名、法人や団体は、その名称と代表者名、電話番号、ご意見
提出方法 郵便、ファックス、Eメール

寄せられた「ご意見は…」

意見の公表
「ご意見などの内容は、公表させていただきます。ご意見があります。なお、個人情報については、公表することはありません。
条例への反映
お寄せいただいた「ご意見を考慮し、総合的に条例を策定します。また、ご意見に対する市の考え方は、公式ホームページなどで公表します。」

意見の提出先・問合せ

生活環境課へ内線3681
〒350 1380 入間川1 23
5 FAX 2954 6262
✉ seikat@city.sayama.saitama.jp



市民皆さんの声をお聴きする手続き

パブリックコメントを 開始します

市では、市民皆さんが市政に対する意見などを提出できる機会を確保し、政策決定過程への市民参画を推進するため、「狭山市パブリックコメント手続きのガイドライン（指針）」を定めました。

パブリックコメント手続きとは

パブリックコメントとは、市の重要な計画などを策定するにあたって、まず、その素案を市民の皆さんなどに公表し、意見を募ります。

そして、お寄せいただいた意見を考慮して、最終的な計画案などを決定するとともに、提出された意見と、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。

この手続きを経ることで、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、より開かれた市政運営を行うことを目的としています。

なお、この手続きは、計画案などをより良いものにするためのもので、計画などの賛否を問うものではありません。

問合せ・広報課へ

内線 1142

【パブリックコメントの概要】

市が作成した計画案などを皆さんに公表します	
公表するもの	公表方法
市政の基本的な方向性を示す計画や条例など 市民などの生活に重大な関わりのある条例など その他、市長が特に必要と判断したもの	公式ホームページ 広報さやま 行政資料室などでの閲覧・配布 その他

皆さんから計画案について、ご意見を提出していただきます	
提出できる方	提出方法
市内にお住まいの方 市内に通勤・通学の方 市内に事務所・事業所を有する方 市税の納税義務者 計画案の利害関係者	公式ホームページ内専用フォーム 電子メール ファクシミリ 郵便 担当課に持参
注意事項 住所・氏名を明記してください(法人などは、所在地・名称・代表者氏名)	

いただいたご意見を考慮のうえ、結果を公表します	
いただいたご意見は...	公表方法
・ご意見の総数や概要と市の考え方を公表します。 採用する場合...その意見に基づいた計画案の内容を公表します 採用しない場合...その理由と市の考え方を公表します	狭山市公式ホームページ 広報さやま 行政資料室などでの閲覧 その他 個別の回答はしません

上記のパブリックコメントを実施した後に

最終案決定
議会の議決を要するものは議会へ提案・議決
施行・実施